

省エネ改修住宅の固定資産税軽減制度

平成20年1月1日以前から所在している住宅（賃貸住宅を除く）について、平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に省エネ改修工事を行った場合、当該家屋について翌年度分の固定資産税額の3分の1相当額が減額されます。

対象となる省エネ改修家屋

- ◎平成20年1月1日以前から所在している住宅（賃貸住宅を除く）
- ◎次の①から④までの工事のうち、①を含む工事を行うこと

- ① 窓の改修工事（必須）
 - ② 床の断熱改修工事
 - ③ 天井の断熱改修工事
 - ④ 壁の断熱改修工事
- ※外気等と接するものの工事に限る。

- ◎当該改修工事に要する費用の合計が30万円以上であること

減額される期間・割合

【期間】

省エネ改修工事が完了した日の属する年の翌年度分

◆申込・問い合わせ

84
1
2
1
2

税務課課税班

- ④ 改修前・改修後
- ③ 領収書等の写し（改修工事証明書）
- ② 建築士事務所、指定確認検査機関または登録住宅性能評価機関などが発行する「熱損失防止改修工事費用を確認できるもの」
- ① 申告書

【割合】

改修した住宅（家屋）の固定資産税3分の1を減額（一戸当たり120m²相当分まで）

【申告方法】

省エネ改修工事完了後3ヶ月以内

【提出書類】

申告書

建築士事務所、指定確認検査機関または登録住宅性能評価機関などが発行する「熱損失防止改修工事費用を確認できるもの」

改修工事設計図書・写真

パートタイム労働法が変わりました！

～平成20年4月1日スタート～

みなさんの会社では、法律に沿った雇用管理が行われていますか？あらためて確認をお願いします。

- ・雇う際は、「労働条件」をはっきり示す。
- ・労働者の「待遇」についてきちんと説明する。
- ・労働者の働き方や貢献に応じて「待遇」を決める。
- ・「正社員」へ転換するチャンスを整える。

◆問い合わせ

千葉労働局雇用均等室 ☎043-221-2307

厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2007/06/tp0605-1.html>

LPガス訪問販売によるトラブルが急増!!

最近、仲介手数料目的のガス切り替え勧誘専門業者をめぐるトラブル相談が増えています。消費者は、自分の判断でLPガスの販売店を自由に選べますが、LPガスの取引を始めるとき、販売店は料金構成やその内容などをわかりやすく書いた書面を交付しなければなりません。わからない点は販売店から納得がいくまで説明を受け、確認するようにしましょう。

新たに販売店を選ぶときは次の点に注意

- ① 実際にガスを納入する業者はどこか
- ② 提示された料金が急に値上げされることはないか
- ③ 契約内容に不利な点はないか
- ④ 保安やサービス内容はどうなっているか

▼もしものときの相談は.....

◎千葉県消費者センター ☎047-434-0999

【相談時間】午前9時30分～午後4時

※土・日曜日および正午～午後1時を除く

◎LPガスお客様相談窓口 ☎043-246-1579

【相談時間】午前9時～午後5時

※土・日曜日および正午～午後1時を除く

◆問い合わせ

産業振興課商工観光班 ☎84-1215

労働条件をめぐるトラブルでお困りの方へ

千葉県労働委員会では、個々の労働者と使用者の間で解雇、賃金、いじめなどのトラブルが生じた時、迅速な解決のお手伝いをします。

- 労働者、使用者どちらからの申請も受付
- 公正・中立な立場であっせん
- 簡単な手続き・費用無料
- 秘密厳守

◆問い合わせ

千葉県労働委員会事務局 ☎043-231-2131

ホームページ <http://www.pref.chiba.lg.jp/chirou/index.html>

※労働委員会では、労働組合と使用者間の労働争議の調整も行い、安定した労使関係が築かれるよう支援しています。